

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 旧東部工区防災無線撤去工事

本工事は、寝屋川水系改修工営所の旧東部工区が廃止となるため、当工区にある無線設備の撤去を行うものである。

大阪府防災行政無線設備（以下、「無線設備」という。）は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、日本電気株式会社関西支社が設計・製作・施工したもので、大阪府地域防災計画に位置付けのある非常に重要度の高いものである。

当該設備は、システム構成や各機器間のインターフェース、データ伝送に関して、製作会社固有または独自に開発された技術により設計・製作されているため、再利用可能な状態で撤去するにはその機能・システムに熟知及び精通していることに加え、無線設備の設計資料及び専門知識等が必要であり、他者では工事を実施できないものである。

以上のことから、本工事を施工できるのは、当該設備の設計、施工を行った日本電気株式会社より補修工事の業務を移管されている NEC ネットズエスアイ株式会社以外にはないため、同社関西支社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。